

工事費内訳書の提出について

1 工事費内訳書の提出について

一般競争入札（事後審査方式）の対象工事においては、入札書とともに、工事費内訳書を持参（又は郵送）してください。

次の場合、入札書が無効となりますので、注意してください。

- 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- 未記入など、不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

2 工事費内訳書の形式

下記のいずれかの形式とします。

いずれの場合も、工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印）を添付（様式は問いません。）するとともに、各内訳書には当該ページ数と全ページ数とを記入してください。（1/5,2/5,3/5・・・のようにページを記載）

- (1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
- (2) (1) と同等の項目が含まれる独自様式によるもの（原則として、「費用・工種・施工名称など」は金抜設計書の項目により作成してください。）

3 工事費内訳書の確認

- (1) 伊那中央行政組合では、入札参加資格要件審査対象者の工事費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書が無効とします。
- (2) 工事費内訳書の工事価格計と入札価格は一致しなければなりません。

4 確認後の対応

- (1) 工事費内訳書に不備があり、入札書が無効とする場合

ア 工事費内訳書が未記入の場合

イ 工種・種別・細別ごとに記載されていない場合（次の場合は無効とします。）

例：「道路土工費 一式 〇〇〇千円」「諸経費 一式 〇〇〇千円」

「直接人件費 一式 〇〇〇千円」

など

ウ 工種又は主要な種別が完全に欠落している場合

エ 入札価格（税抜き）と工事価格計（税抜き）が一致しないもの

オ 工事価格計を算出後、値引きにより入札価格と一致させているもの。

なお、1万円以下の端数切り捨てるために値引きするのは可とします。

カ 工事名、工事場所名のいずれかが入札公告と異なるもの。

キ 工事名、工事場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていないもの。

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合（無効としない場合）

ア 工事費内訳書の表紙

(ア) 日付、発注者、工事名、工事場所、商号又は名称、住所、代表者名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの → 入札参加資格審査時に修正

(イ) 代表者印の押印漏れ → 入札参加資格審査時に担当者の氏名を記入

イ 工事費内訳書の一部記載漏れ

数量、単価等、当該ページ数及び全ページ数の一部記載漏れ

→ 入札参加資格審査時に修正

5 入札後の工事費内訳書の取扱い

(1) 工事所管課が入札参加書類（公文書扱い）として保管し、公文書公開の対象となります。

(2) 談合情報が寄せられた場合等、調査の必要が生じた場合には、提出された工事費内訳書の内容を詳細に確認するとともに、説明を求める場合があります。

6 その他

(1) 一度提出された工事費内訳書は、書替え（伊那中央行政組合の指示による修正等を除く。）、引換え又は撤回できません。

(2) 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。

(3) その他不明な事項は、伊那中央衛生センター管理係へお問い合わせください。